

【資料①】

平成30年度 由布市財政状況 説明資料

—第1回 新たな財源検討委員会資料—

財政課

目次

平成29年度決算状況①	1
平成29年度決算状況②	2
借入額と公債費と地方債残高	3
財政調整基金の推移	4

平成29年度決算状況①

(単位 千円)

歳入	平成29年度決算額	平成28年度決算額	増減額	増減率(%)
地方税	4,044,032	3,971,912	72,121	1.8
地方交付税	5,666,627	5,971,874	△305,247	△5.1
国・県支出金	4,436,280	4,653,726	△217,446	△4.7
地方債	1,672,091	2,125,471	△453,380	△21.3
その他	3,679,393	3,371,039	308,354	9.1
歳入合計	19,498,423	20,094,022	△595,599	△3.0

歳出	平成29年度決算額	平成28年度決算額	増減額	増減率(%)
義務的経費	9,041,284	8,831,661	209,623	2.4
うち人件費	2,952,089	2,923,152	28,937	1.0
うち扶助費	3,823,922	3,735,777	88,145	2.4
うち公債費	2,265,273	2,172,732	92,541	4.3
投資的経費	3,624,882	3,859,661	△234,779	△6.1
その他の経費	5,842,281	5,885,114	△42,833	△0.7
歳出合計	18,508,447	18,576,436	△67,989	△0.4

各財政数値	平成29年度	平成28年度	増減
経常収支比率	96.4	95.3	1.1
実質公債費比率	7.9	7.5	0.4
将来負担比率	34.3	36.8	△2.5

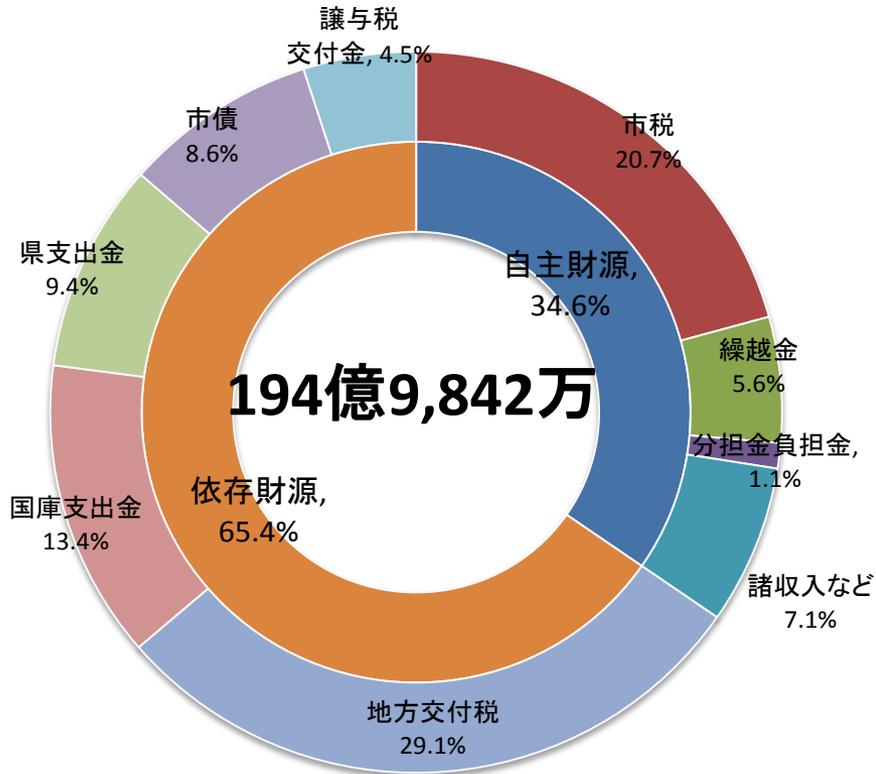
※経常収支比率・・・経常的な収入に対する経常的に支出する経費の比率

※実質公債費比率・・・標準的な収入に対する実質的な公債費の比率

※将来負担比率・・・標準的な収入に対する将来負担すべき負債等の比率

平成29年度決算状況②

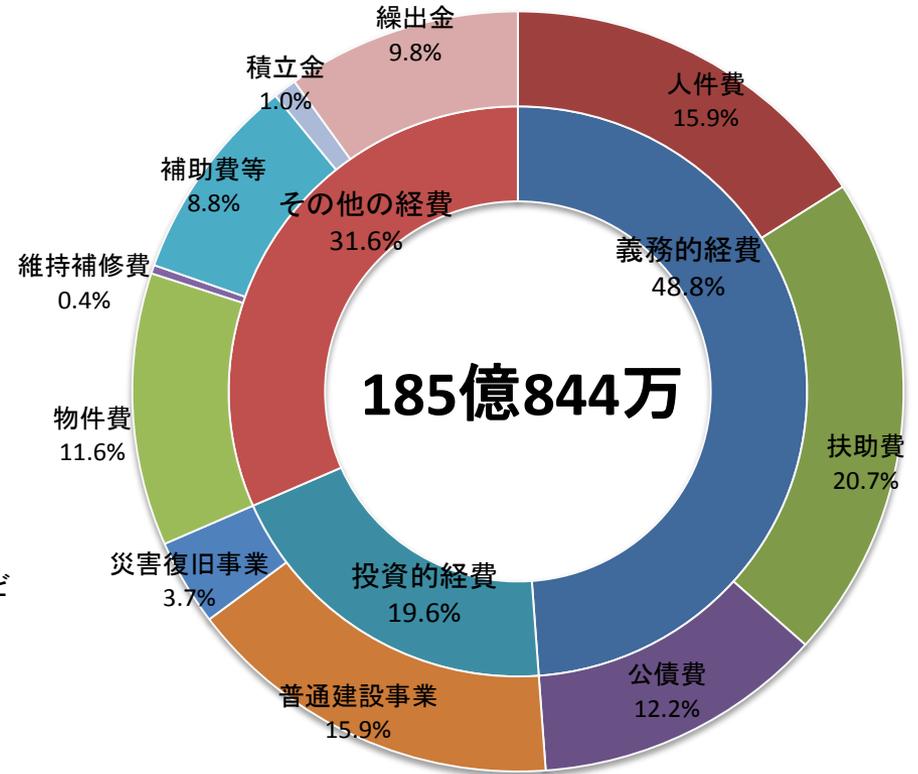
歳入



歳入の特徴的なもの

- ・ 地方交付税の減（特別交付税）
- ・ 災害復旧寄付金、支援金の減
- ・ 市民税、固定資産税等の市税の増
- ・ 普通建設事業費の減による市債の減

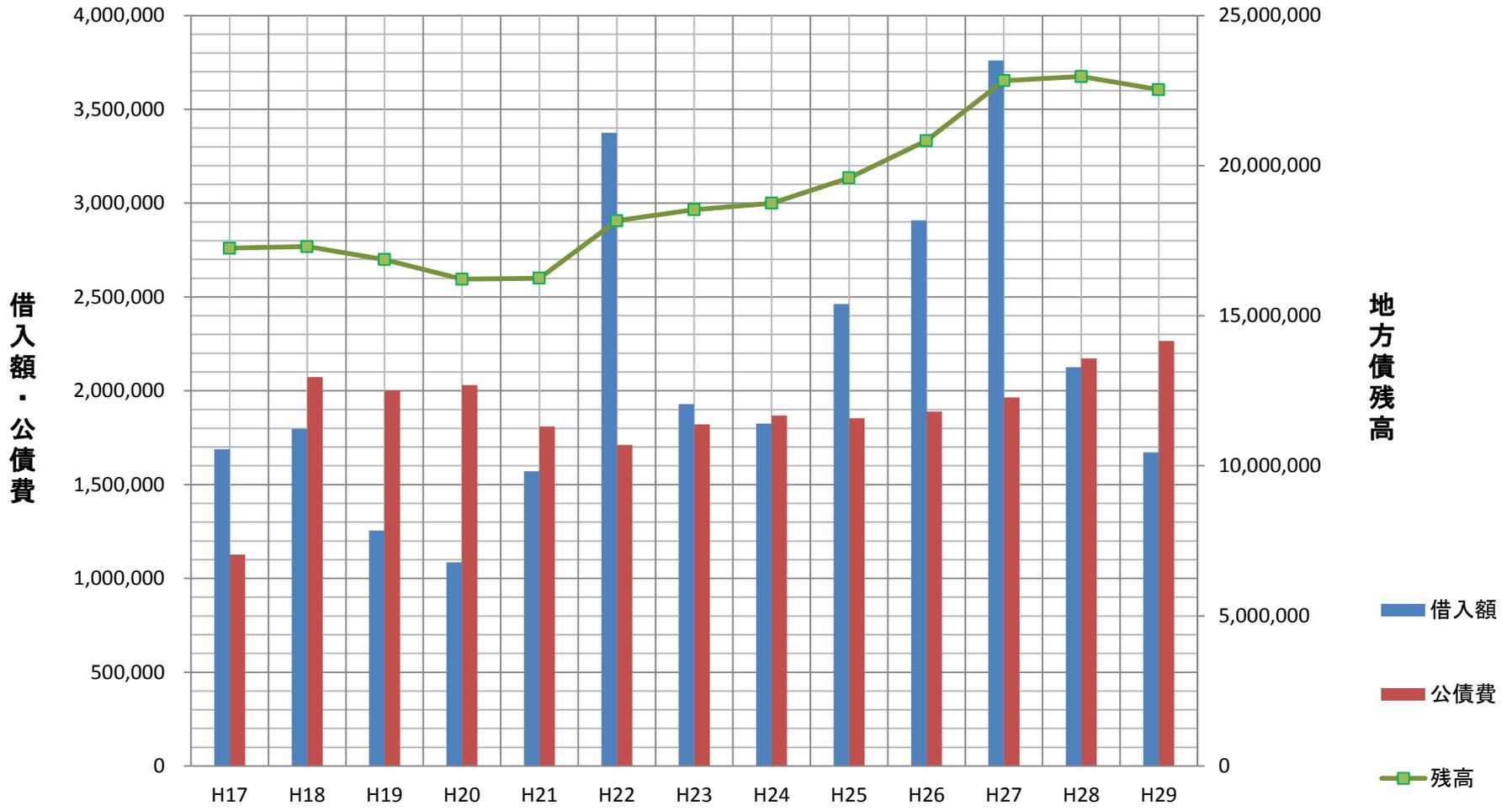
歳出（性質別）



歳出の特徴的なもの

- ・ 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増
- ・ 投資的経費（普通建設事業）の減
- ・ 物件費（子育て支援策等）の増
- ・ 補助費（地震対応に係る補助）の減

借入額と公債費と地方債残高

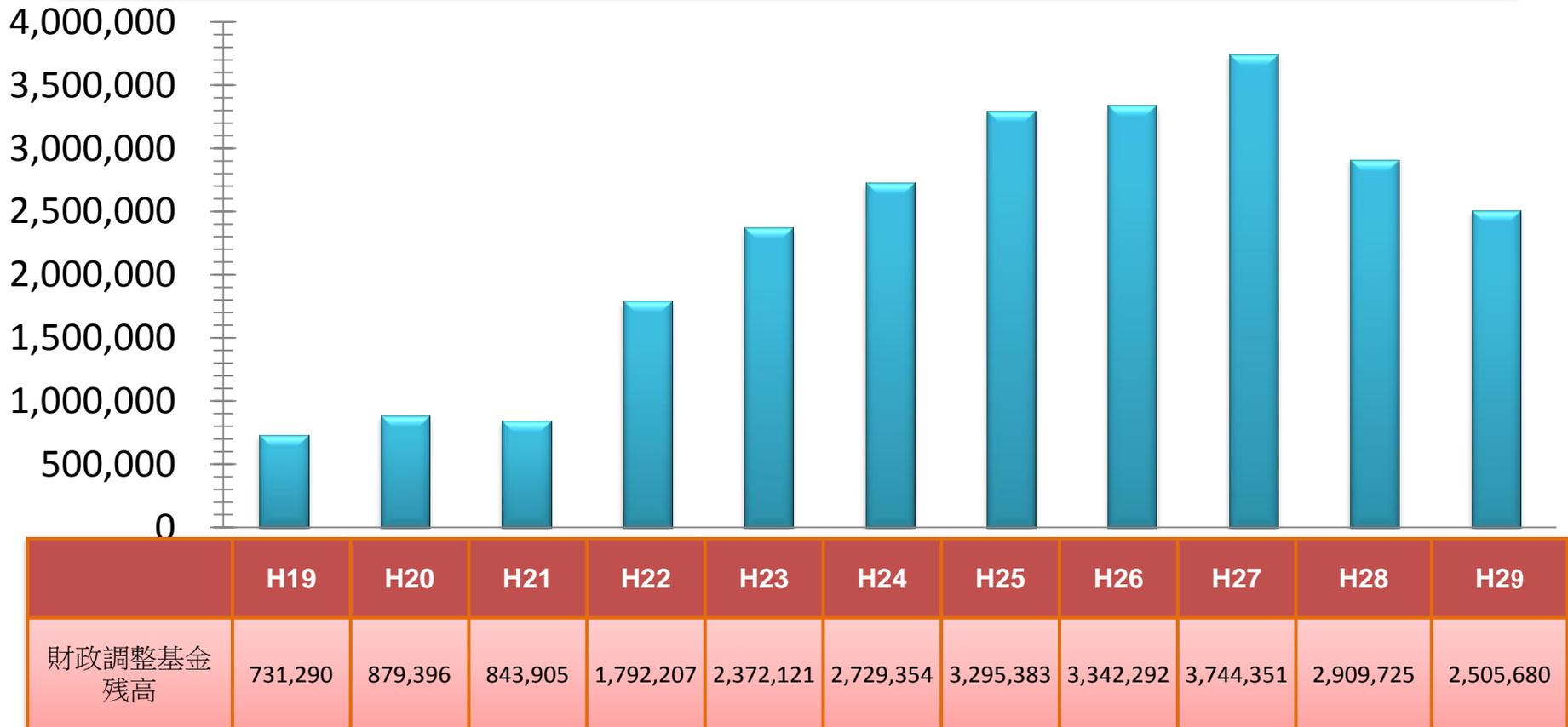


年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
借入額	1,688,400	1,797,600	1,254,496	1,084,903	1,571,394	3,374,253	1,929,876	1,825,196	2,462,723	2,908,171	3,760,868	2,125,471	1,672,091
公債費	1,126,822	2,072,397	2,002,328	2,030,735	1,810,085	1,711,261	1,821,266	1,868,265	1,853,478	1,889,240	1,964,668	2,172,732	2,265,273
地方債残高	17,250,160	17,299,795	16,869,326	16,219,131	16,249,763	18,162,375	18,535,461	18,745,722	19,591,915	20,831,317	22,829,954	22,965,188	22,531,768

財政調整基金の推移

合併当初僅かだった財政調整基金は、行財政改革等を進めることで、平成27年度には37億4,435万円まで積立することができました。しかし、H28熊本・大分地震の震災復旧事業費等に伴う取り崩し以降、年々減少していております。

今年度においては、H30当初予算を組むために、5億6千万を繰り入れしたことにより、19億4,430万円まで減少しています！



第3次由布市行財政改革について

—第1回 新たな財源検討委員会資料—

目 次

1.第3次由布市行財政改革大綱及び実施計画について……	1
2.改革の基本方針……………	2
3.本計画における自主財源の確保策について……………	4
第3次由布市行財政改革大綱体系図……………	6

1.第3次由布市行財政改革大綱及び実施計画について

地方の時代にふさわしい効率的で持続可能な行政システムを確立し、行政サービスの質の維持と向上を図るため、限られた経営資源である人材・資産・財源・経験・情報・時間などを有効活用及び最適化し、選択と集中による事務事業の合理化や歳出の徹底したムダを排除するとともに自主財源の確保対策を行うなど、総合計画の着実な実現を図るとともに行財政運営の一層の改革を推進するため、第3次行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

行財政改革大綱は、上位計画の着実な実行を補完するため、第2次由布市総合計画との整合を図り、行財政改革の基本理念や基本方針、改革を推進するための体系等を示すなど、行財政改革推進上の実施方針を定めています。

行財政改革実施計画では、大綱の実現と改革を計画的に推進するため、具体的な改革項目を示すとともに、各年度の取り組みや数値目標を定め、行財政改革の進行管理を行っていきます。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

普通交付税の合併特例期間が完全に終了すること、社会経済情勢の変化が著しいこと等を勘案し、計画の終期を平成32年度として、最上位計画である第2次由布市総合計画に基づく施策の着実な実行が可能な行財政構造の構築をめざします。

2.改革の基本方針

第3次行財政改革においては自律型自治体への変革に向け、これまでの改革大綱の基本理念である「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズにこたえる市政をめざす」を踏襲し継承したうえで、次の3点を改革の基本方針とします。

《基本方針1》

〈財政運営の改革〉中長期的視点に立った財政基盤の構築

歳入財源の縮減が見込まれる一方、少子高齢化の進行や新たな行政需要の拡大、社会資本の更新や整備など歳出の増大が予測されるなか、将来世代へ負担を先送せず持続可能な財政基盤の確立が求められます。

このため、中長期的な財政運営の指針となる中期財政収支計画を基軸に、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを進め、弾力性のある財政構造を再構築します。

《基本方針2》

《行政経営の改革》市民満足度を高める行政経営の確立

本庁舎方式移行により、これまでの行政サービスの質を高めるとともに、権限と責任を明確にした迅速な対応と意思決定できる組織体制づくりを進め、機動力のある横断的な組織力の向上が求められます。

市民ニーズに的確に対応した行政運営をめざし市民満足度の向上を図るとともに、経営資源を最適かつ有効に活用し、必要なサービスを効果的・効率的に提供できる体制を進めます。

《基本方針3》

《新たな公共の改革》公共領域における多様な主体との協働

社会環境の変化等に伴う市民ニーズの多様化や行政の経営資源の制約がさらに厳しさを増すなか、行政サービスの提供のあり方については、時代に即応した柔軟な対応が求められます。

地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくため、公共領域におけるそれぞれの分野において市民やコミュニティ組織、NPO、民間企業など多様な主体が役割を明確にし、互いに補完し合いながら連携・協働する取り組みを進めます。

3.本計画における自主財源の確保策について

(1)市税等の徴収率向上

新規滞納者の抑制を図るため、口座振替加入促進やコンビニをはじめとする収納窓口の拡大など継続して行うとともに、庁内連絡体制の整備を進め、効率的で厳正な滞納処分を実施することで収納率向上と税負担の公平を確保します。

(2)税外債権の徴収強化

税外債権については、受益者負担の適正化の観点から滞納の発生を抑制するとともに、保育料、介護保険料などの未収債権について、関係課の連携のもと徴収の強化を推進します。

(3)ふるさと納税制度の推進

ふるさと納税制度については、由布市の推進する施策を効果的に情報発信し、共感する利用者を増加させるとともに、多様な振込手法を検討し寄付しやすい環境づくりを推進します。

(4)有料広告収入の確保

ホームページや刊行物等への有料広告掲載を積極的に進めるとともに、その他の分野で広告媒体とすることが可能か検討します。

(5) 未利用財産の活用と処分

公有財産の現状における課題を明確にし、将来的に利活用が見込めない普通財産の売却や貸付等を積極的に推進し、自主財源の確保を図ります。

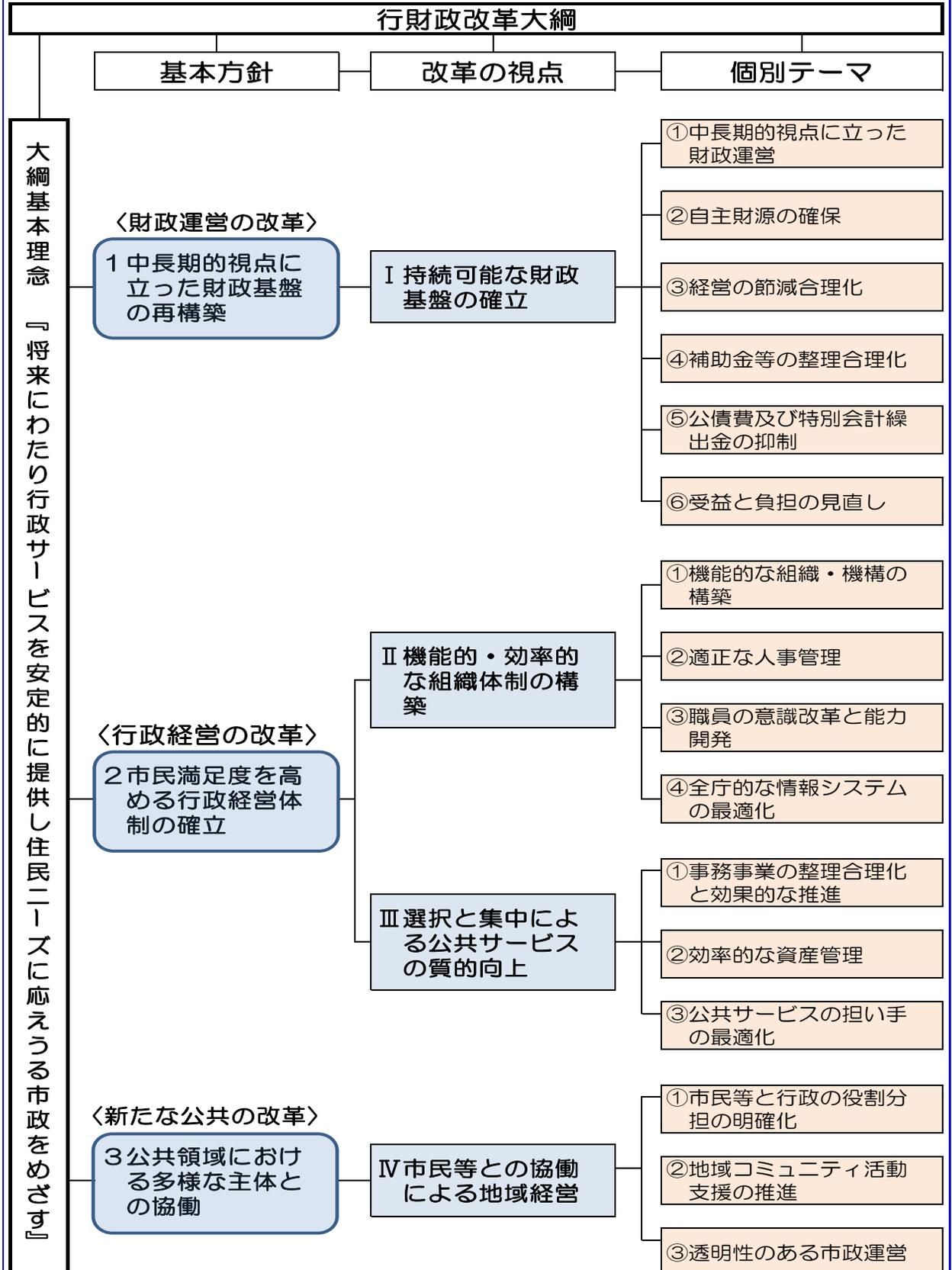
(6) 税の公平性の確保

市税については、自主財源の安定的な確保及び税の公平性の確保を図るため、税負担のあり方について検討します。

(7) 企業誘致の促進

県との連携を深め、新たな雇用の創出と市税の増収確保を図るため、企業誘致を促進するとともに市内企業の育成に努めます。

第3次由布市行財政改革大綱体系図



由布市ふるさと納税寄附受入状況について

— 第1回 新たな財源検討委員会資料 —

由布市ふるさと納税寄附受入状況

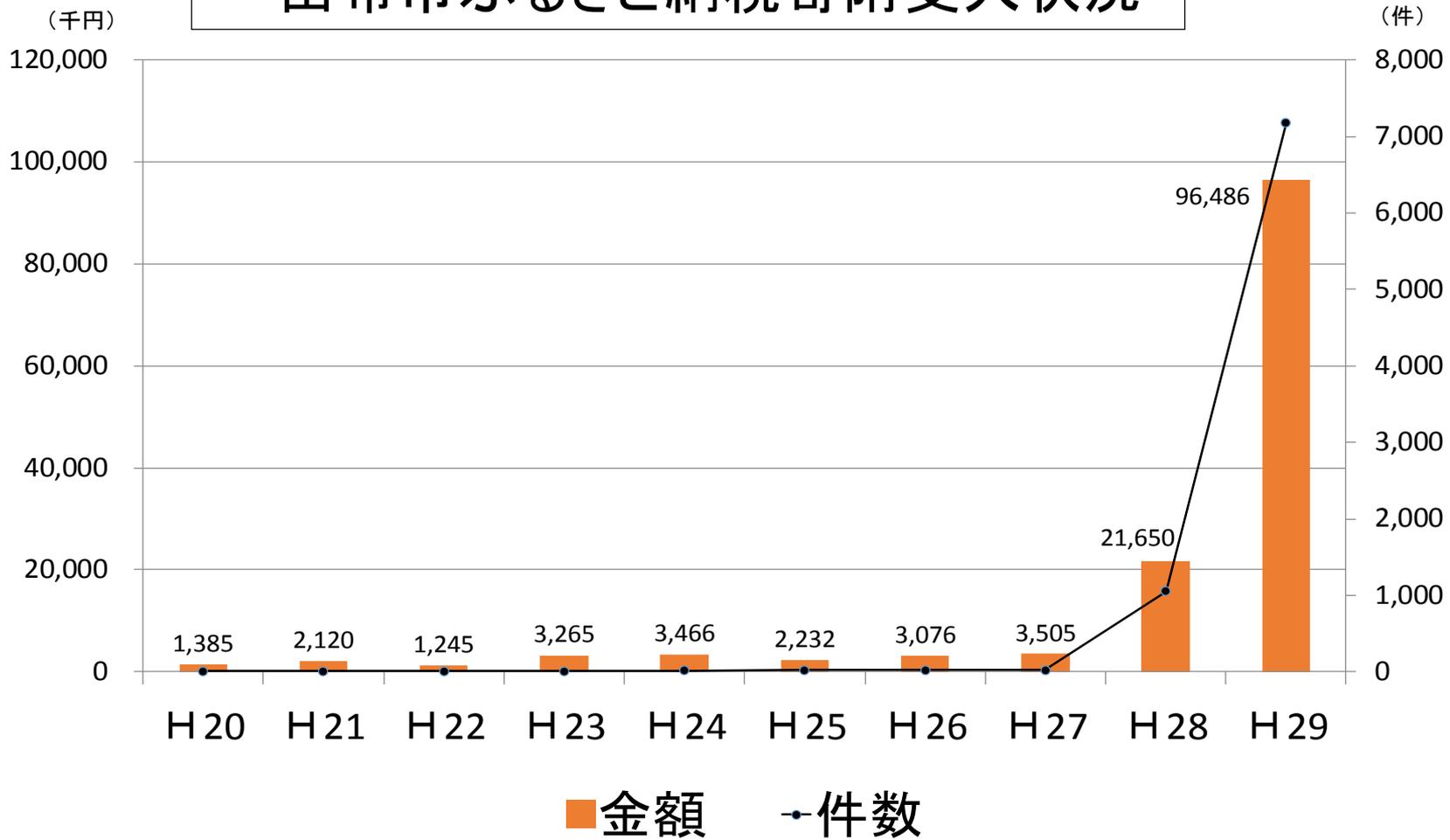
(単位 件、円)

月	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4	件数		1	1	1	1	2	3	6	11	277
	金額		10,000	10,000	500,000	1,506,685	1,324,679	2,365,890	2,461,204	2,242,944	3,540,000
5	件数		1			1	2	1	2	42	405
	金額		20,000			4,700	30,000	10,000	110,000	4,153,783	5,010,000
6	件数		1	1		1	1	1	1	14	305
	金額		70,000	100,000		20,000	10,000	10,000	10,000	390,000	3,591,000
7	件数		1	1	1		1	1	1	9	399
	金額		20,000	30,000	10,000		10,000	10,000	10,000	483,000	4,250,000
8	件数			1			2	2	1	3	292
	金額			10,000			20,000	20,000	10,000	60,000	3,260,000
9	件数				1	1	1	1	3	4	391
	金額				30,000	10,000	10,000	10,000	50,000	330,000	4,300,000
10	件数					3	3	2	2	2	621
	金額					1,224,685	60,000	20,000	63,800	30,000	7,150,000
11	件数		1		3	3	1	1	1	2	986
	金額		1,000,000		2,020,000	60,000	10,000	10,000	10,000	20,000	12,300,000
12	件数	5	1	3	3	3	3	4	5	11	3,293
	金額	1,385,000	1,000,000	545,000	605,000	610,000	610,000	590,000	750,000	1,000,000	49,430,000
1	件数					1	2	1	1	144	49
	金額					10,000	112,000	10,000	10,000	1,800,000	805,000
2	件数					1	3	1	1	364	83
	金額					10,000	25,000	10,000	10,000	4,850,000	1,485,000
3	件数			2	1	1	1	1	1	449	78
	金額			550,000	100,000	10,000	10,000	10,000	10,000	6,290,000	1,365,000
合計	件数	5	6	9	10	16	22	19	25	1,055	7,179
	金額	1,385,000	2,120,000	1,245,000	3,265,000	3,466,070	2,231,679	3,075,890	3,505,004	21,649,727	96,486,000

Total

138,429,370

由布市ふるさと納税寄附受入状況



湯布院町地域公衆トイレ関係経費について

— 第1回 新たな財源検討委員会資料 —

湯布院町地域公衆トイレ関係経費の推移

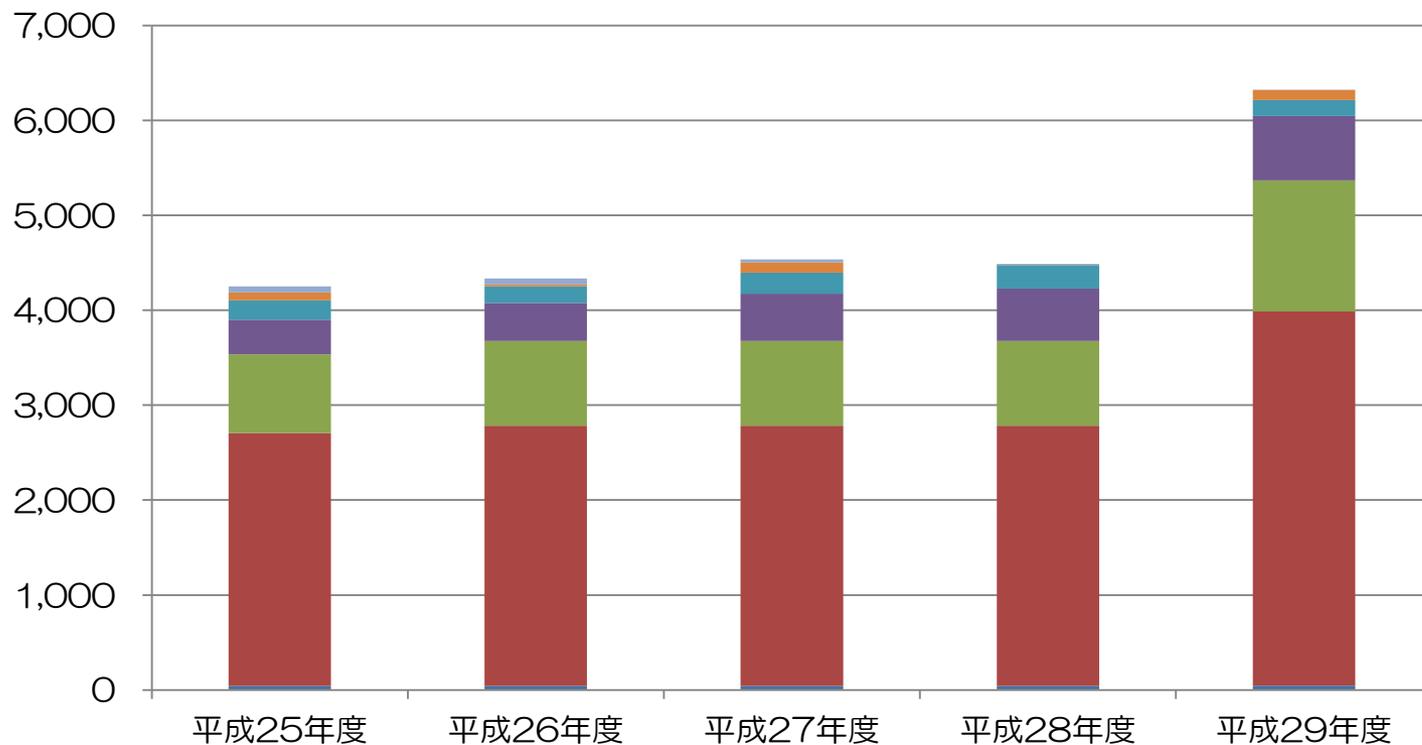
(単位 円)

経費区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法定検査	44,000	44,000	44,000	44,000	46,000
公衆便所清掃管理	2,661,750	2,737,800	2,737,800	2,737,800	3,942,000
浄化槽維持管理	828,450	893,160	893,160	893,160	1,379,808
トイレットペーパー	366,975	400,464	500,296	552,420	677,160
水道料	202,950	175,580	218,090	246,810	169,250
修繕費	83,958	19,440	111,326	4,860	104,760
電球代	62,960	64,890	29,245	10,590	2,808
合 計	4,251,043	4,335,334	4,533,917	4,489,640	6,321,786

※ 平成29年度「由布院駅トイレ」の新設

湯布院町地域公衆トイレ関係経費の推移

(千円)



- 法定検査
- 公衆便所清掃管理
- 浄化槽維持管理
- トイレトーパー
- 水道料
- 修繕費

由布市観光の現状

—第1回 新たな財源検討委員会資料—

商工観光課

昨年、観光動態等から見ても、全てにおいて震災前の約9割程度までの回復に留まった現状がありました。

今年1月から5月については、外国人旅行者の入り込み客数が増加傾向で推移していましたが、その一方で、近年、国内旅行者については、減少傾向にあり、深刻な状態が続いています。

また、6月の後半からは、大阪地震や中国・四国地方の豪雨災害による風評被害で、外国人旅行者も激減したことから、観光消費額にも影響したと思われます。

国内旅行者においても、自然災害により旅行意識が低くなっており、JR久大本線全線開通後の客足に影響があるのではと置いていたところ、やはり、7月の久大本線の開通直後から8月の前半は、酷暑等も重なり、JR・バスともに乗車率が良くなく、入り込み客数も伸び悩みました。

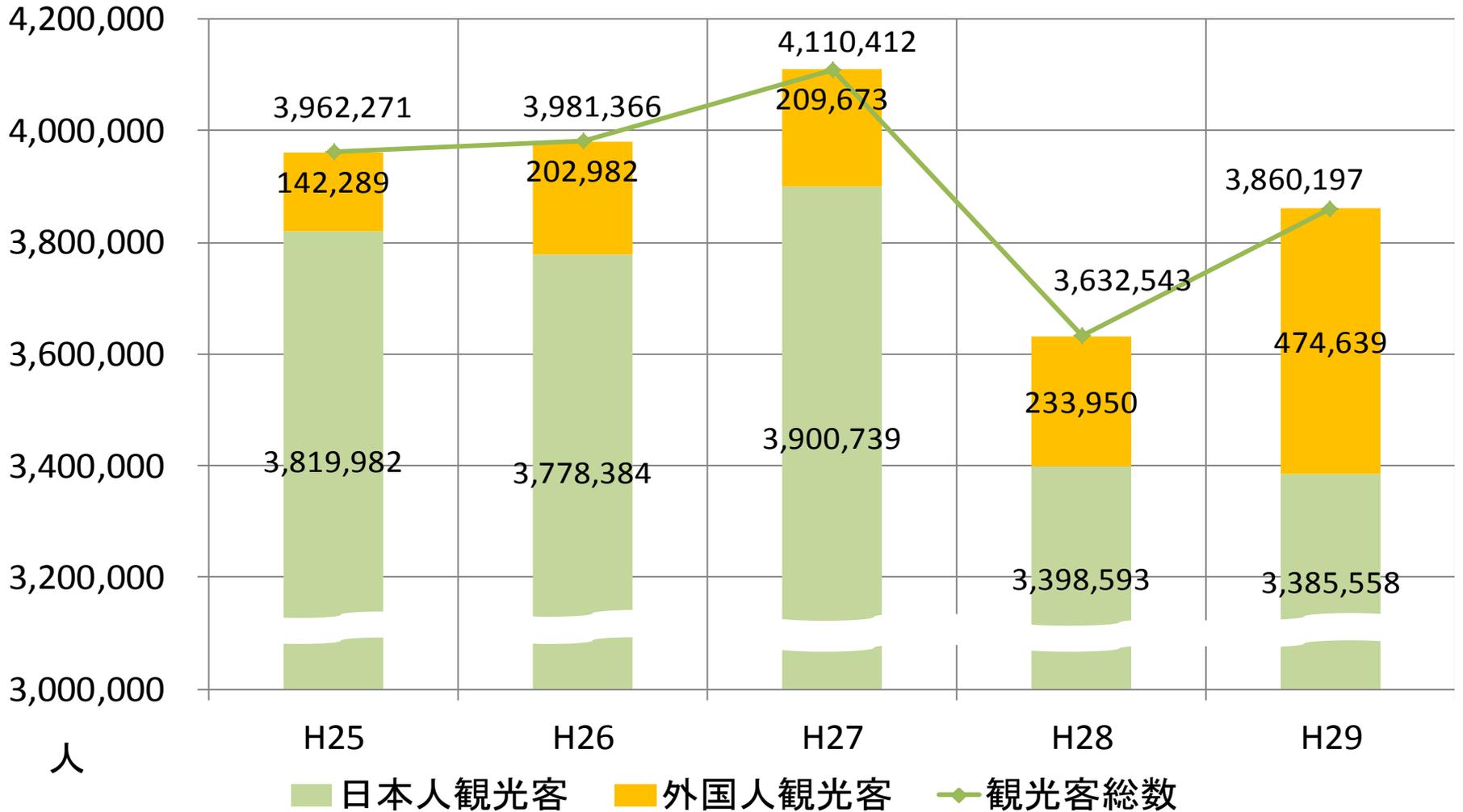
8月中旬に入り、やっと国内旅行者及び外国人旅行者ともに回復傾向にあり、9月については、6月以前までに戻りつつあると思われます。

今後は、これまでと同様に国内旅行者のさらなる誘客促進に重点を置き、様々な状況を鑑み、臨機応変に対応することが必要になると思われ
ます。

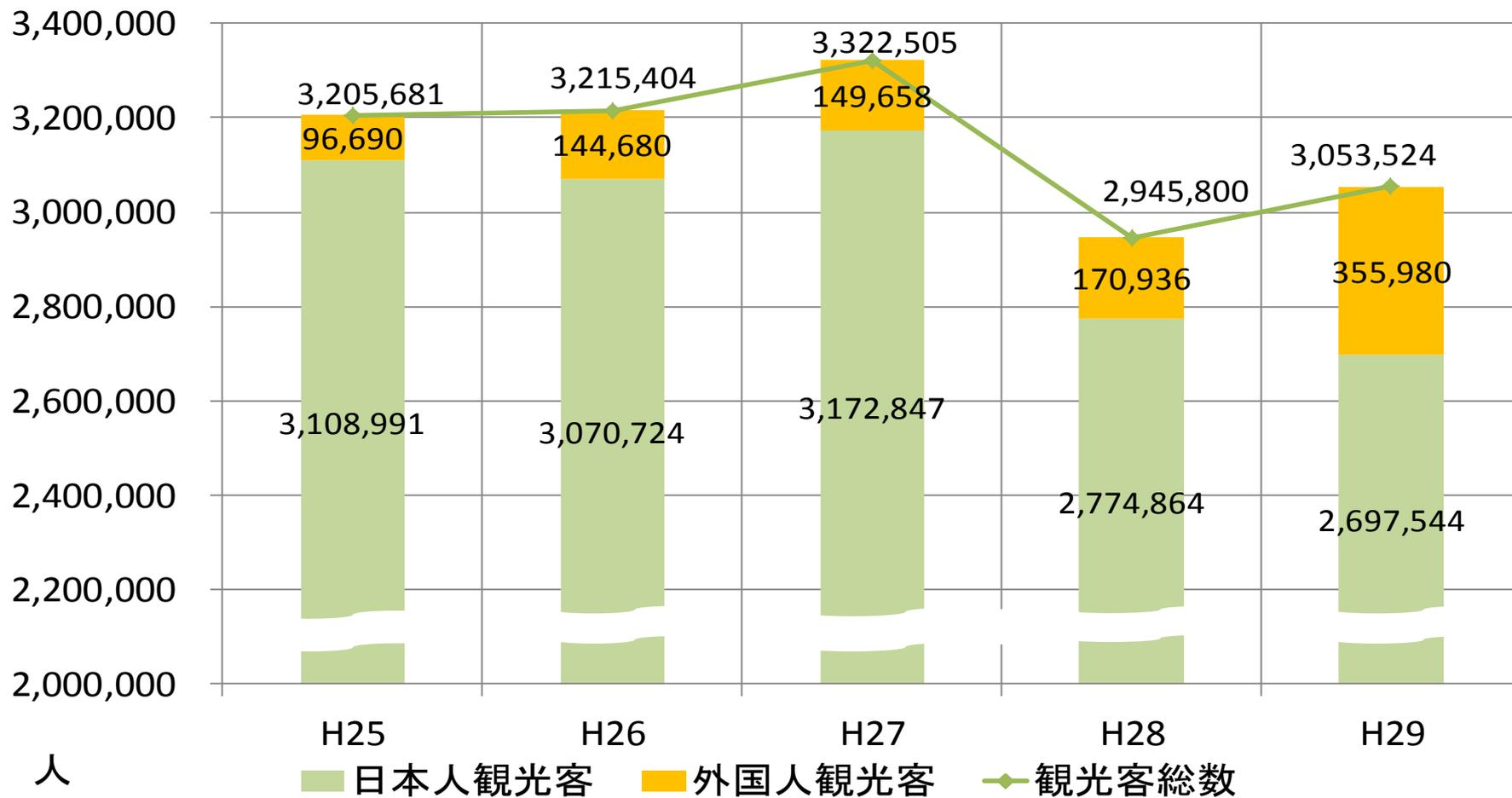
外国人旅行者については、風評被害の払拭を各関係機関と連携して、
正確な情報発信に努めるとともに、受け入れ環境整備を行い、新規の旅
行客の獲得もさることながら、再来訪者の確保が課題になってくると思
われます。

平成25年～平成29年における観光客数の推移

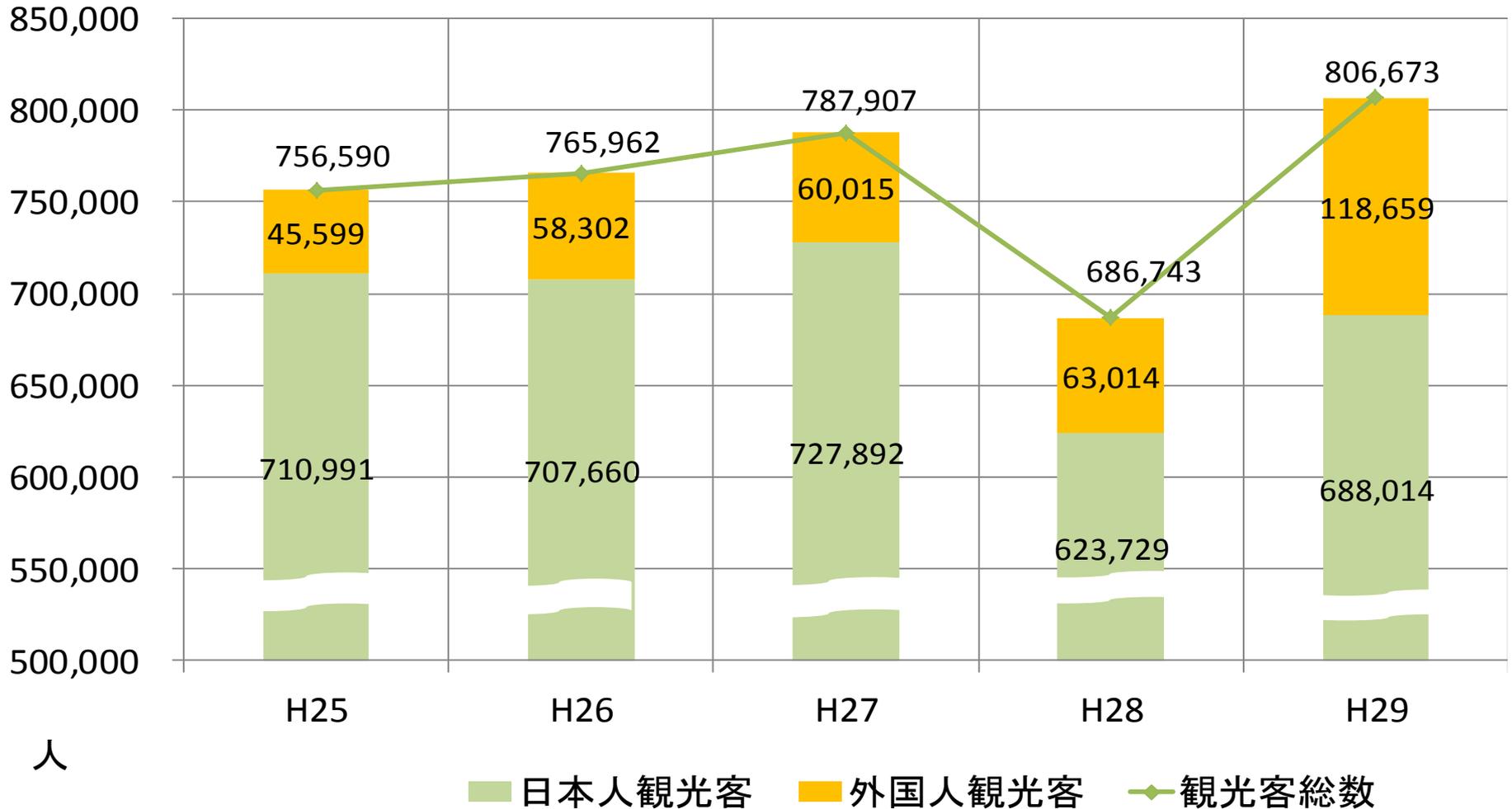
【観光客総数】



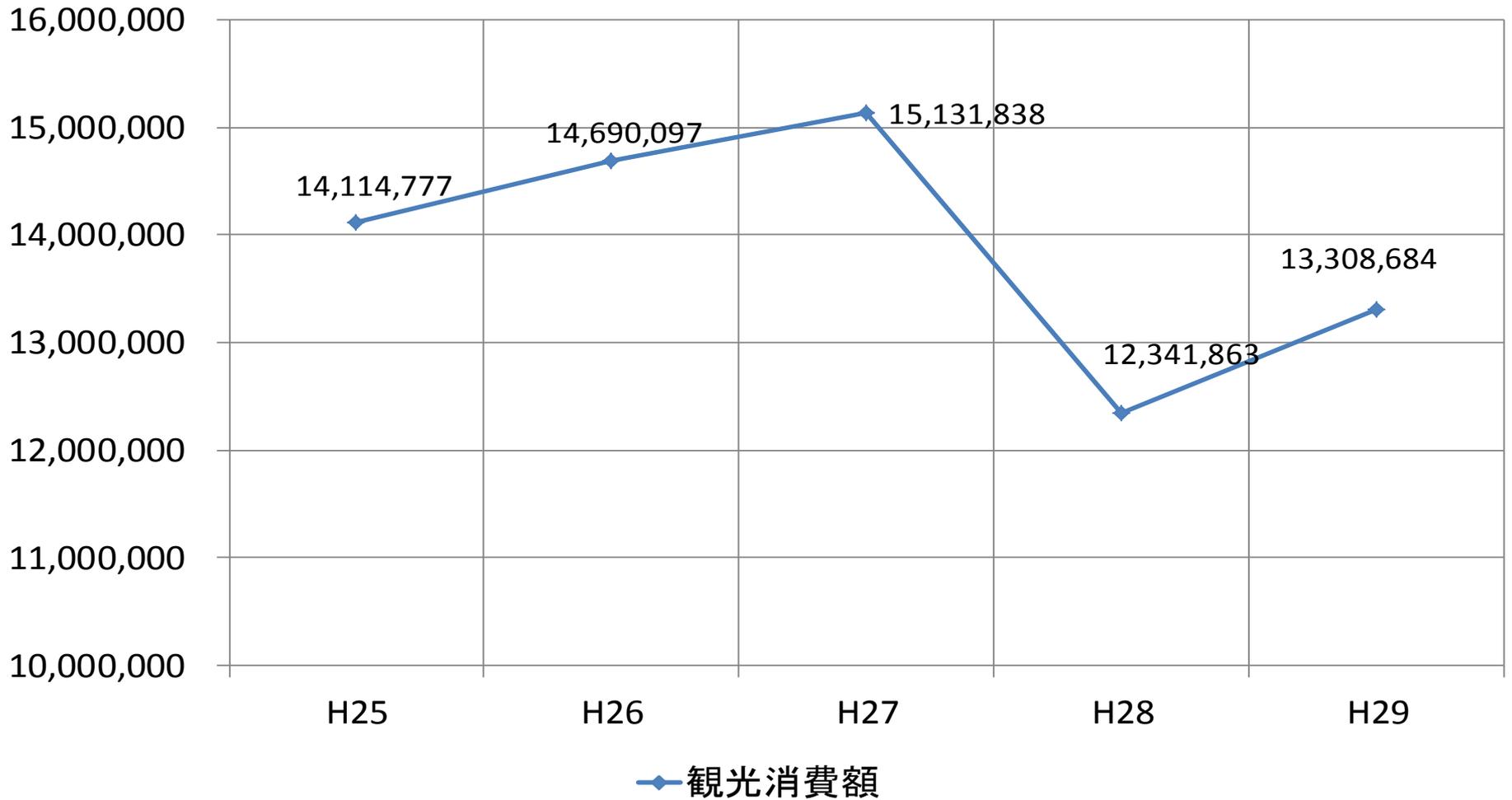
成25年～平成29年における観光客数の推移（内訳） 【日帰り観光客数】



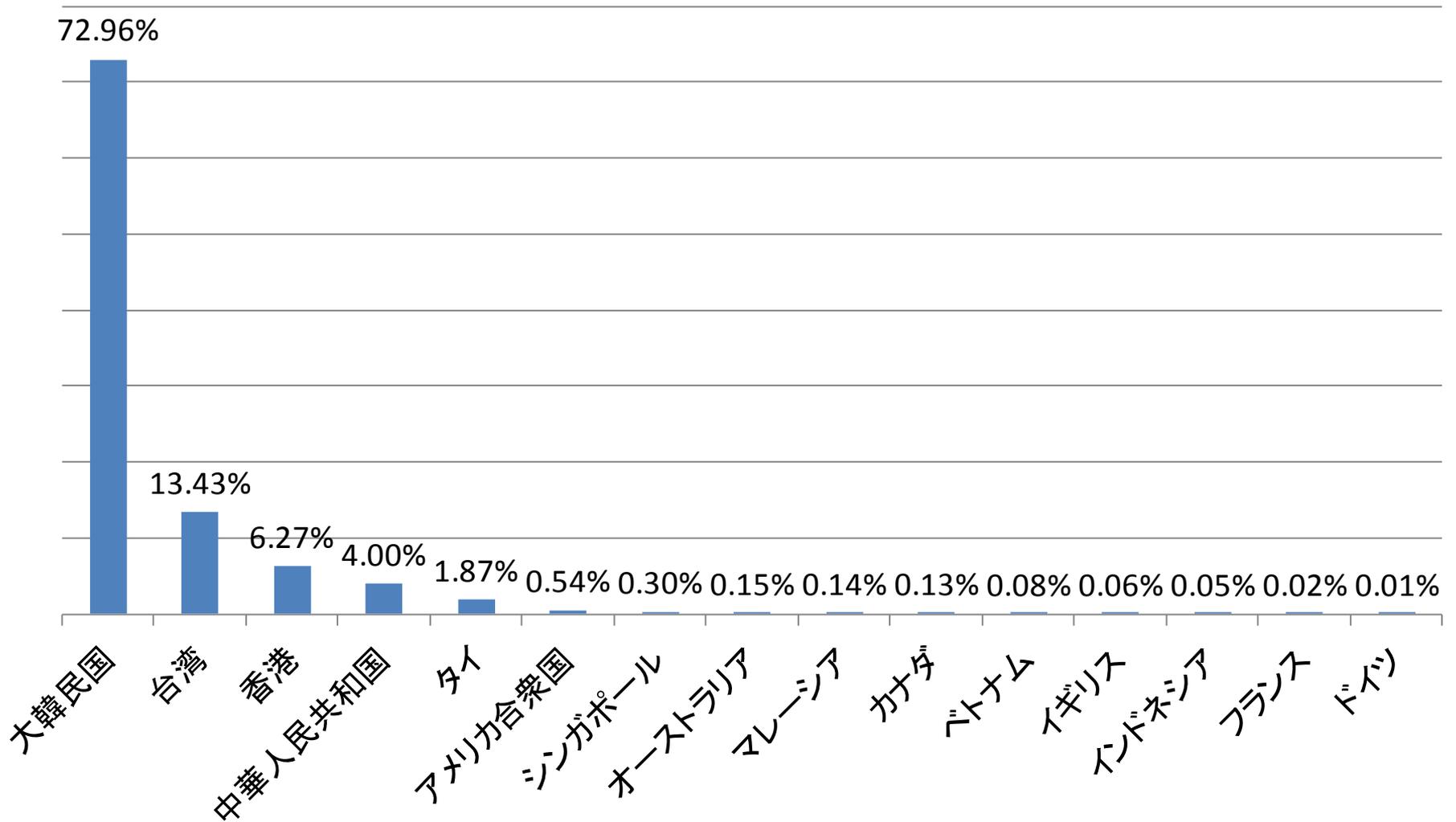
平成25年～平成29年における観光客数の推移（内訳）
【宿泊観光客数】



平成25年～平成29年における観光消費額の推移



平成29年における訪日外国人国籍別比率



税制の概要について

— 第1回 新たな財源検討委員会資料 —

目 次

1. 税の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 税の3原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 税の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 税率の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 税以外の手法との比較・・・・・・・・・・6
6. 地方自治法の課税自主権・・・・・・・・・・8

1. 税の役割

(1) 財源調達機能

公的サービスを提供するための重要かつ基本的な資金源

(2) 資産や所得の再分配

所得や資産が多く担税力が高い人により多くの税を課し、富の格差を縮め、社会を安定化させて公平な社会秩序を保つ役割

(3) 経済の安定化

好況期には税込増を通じて総需要を抑制する方向に、不況期には税込減を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化させる役割

2. 税の3原則

(1) 公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」がある

(2) 中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにする

(3) 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする

3. 税の種類

(1) 法定税

地方税法上、地方団体が「課するものとする」と規定されている税

(2) 法定任意税

地方税法上、地方団体が「課することができる」と規定されている税

(3) 法定外税

地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課税する税

4. 税率の種類

(1) 標準税率

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認められる場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率

(2) 制限税率

地方団体が税率を定めるにあたって、それを超えることができない税率

(3) 一定税率

地方団体が税率を定めるにあたって、それ以外の税率を定めることができない税率

(4) 任意税率

地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率

現行の地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおりとなる

種類		税目	
		道府県税	市町村税
一定税率		<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油取引税 鉱区税 狩猟税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税
	制限税率なし	<ul style="list-style-type: none"> 水利地益税 	<ul style="list-style-type: none"> 水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			<ul style="list-style-type: none"> 入湯税

5. 税以外の手法との比較

租税とは、「特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」と定義をされていることから、反対給付を有しない点において国や地方公共団体が提供するサービスの反対給付である使用料、手数料と区分される。また、租税は、住民のその能力に応じて一般的に課される点に特色を持つことから、この点において特定の事業の経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者からその関係に応じて徴収される分担金、負担金とは区別される。

これを基に、地方自治法に定められている財源確保について、方式別に以下のとおり整理をする。

負担の方式	対象規模	性 質
租税	対象の設定により、幅広い規模を確保できる	需要に応じて、安定した確保が継続できる
分担（負担）金	受益者が特定されるため、規模は限定される	特定の事業の経費に充てるため、安定はするが継続はできない
使用料	市の所有する施設、財産に限りがあるため、規模は限定される	需要に応じて、安定した確保が継続できる
手数料	市の事務行為の受益者からの徴収となるため、規模は限定される	需要に応じて、安定した確保が継続できる
寄附金	対象の設定により、幅広い規模を確保できる	寄附行為に基づくものであるため、安定はしない

6. 地方自治体の課税自主権

○課税自主権とは

地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること

